

兵庫県公報

令和7年6月30日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 住宅宿泊事業の制限区域及び期間の制限の解除（生活衛生課）	1
--------------------------------	---

告 示

兵庫県告示第581号の2

住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例(平成30年3月5日条例第5号)第2条第4項の規定により、住宅宿泊事業を実施してはならない区域及び期間の制限を次のように解除し、令和7年6月30日から施行する。

令和7年6月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 制限を解除する区域

景観形成地区の指定（平成26年4月1日告示第316号）で指定される神崎郡神河町中村区及び粟賀町区の各一部の全域並びに広域景観形成地域の指定（平成29年9月29日告示第873号）で指定される地域のうち神崎郡神河町福本区、吉富区、杉区及び大山区の全域

2 制限を解除する期間

週末等の期間、夏期及び冬期